

保育所等利用申込にかかる誓約書

児童氏名 _____ (平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生)

以下の内容をご確認後、署名をお願いします

(手引きより)

共通事項	申込前に保育所等利用の手引きを読み内容について理解しました。	/
	申請後や入所後に、家庭状況や就労状況等何らかの状況が変わることがあれば「届出事項変更届」等の書類提出が必要になります。速やかに手続きをしてください。	P.11
	申込書や提出書類の記載内容が事実と異なる場合、または虚偽の申込みと分かった場合は、入所内定や入所決定の取り消し及び退所になります。	P.6
	申請後に勤務条件(退職、勤務時間減等)などの保育の必要性に変更が生じた場合は、提出書類を締め切りまでに提出してください。入所までの間に指数が低くなる場合は、入所内定や入所決定の取り消しとなります。	P.6 .11
	保育所等の利用は毎月1日付けです。	P.6
	この申込書は令和6年度のみ有効です。年度ごとに申込みが必要になります。 (有効期間内に保育所等の希望がなくなった場合は、「保育所入所申込取り下げ書」の提出が必要です。)	P.6
	利用を希望する保育所等に児童の状況や保育事由などの情報提供をすることに同意します。	/
	必要に応じて世帯状況、就労状況及び世帯員の課税状況などの調査をすることがあります。	/
希望する保育所等について、見学済み、または今後見学予定です。 (各保育所等で特色のある保育を行っております。事前に希望される保育所等に必ず見学をして下さい。)	P.2	
審査の結果、内定した後に辞退をすると選考指数から減点となります。 (希望園は、各利用申込の締切日までは変更が可能です。)	P.5	

保育料	保育料は定められた金額を期日までに支払うことに同意します。	/
	保育料については、父母が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額から決定する場合があります。	P.18 .19 .23 .24 .25
	住民税が未申告の場合は、最高額の保育料になります。また、その年の1月1日に小田原市に住民票がない方で、マイナンバー(個人番号)の提供にご同意いただけない場合、課税証明書等が未提出の際は、最高額の保育料になります。	
	通所日数にかかわらず原則として1か月分の保育料を負担していただきます。	
保育料については「令和6年度3号認定月額利用者負担」で事前にご確認ください。		

郵送申請	郵送で申請される場合、4月1次受付は11月2日(木)必着、4月2次受付は1月19日(金)必着、それ以降(5月申請~)は希望する月の前月10日(土・日・祝は前開庁日)必着となります。 書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送してください。万が一の郵便事故などによる不着、遅延については責任を負いかねます。	P.6
------	--	-----

就労	入所後、保育の必要性(保護者の就労実態等)について継続して調査を行います。保育の要件が確認できない場合は退所となる場合があります。	P.3 .7
----	---	-----------

自営業	自営業とは自身が個人事業主・経営者の方、また、親族が経営する事業所で勤務している方となります。	P.3 .7
	就労証明書と自営を証明する書類(開業届・営業許可書・法人設立届など)と自営の継続性を証明する書類(直近の確定申告書、業務委託契約書、売上票など)の提出が必要になります。	
	自営業主(個人事業主)、その他(内職者、家族従事者、事業委託)の方は、就労証明書のNo8~No11までの記載は不要です。	

出産	出産予定日を基準として産前産後の8週が属する月の期間は出産要件になります。	P.3 .7
----	---------------------------------------	-----------

介 護	介護要件で申請する方は、介護対象者の方の診断書の提出が必要です。	P.3 .8
--------	----------------------------------	-----------

求 職	入所承諾期間は3か月です。期間内に保育の必要性を確認できない場合は退所となります。 (就労要件の場合は、就労証明書の提出が必要です。)	P.3 .7
--------	--	-----------

育 児 休 業 中 の 申 請	育児休業中の方で不承諾希望の場合でも、希望する保育所等に内定することがあります。	P.7
	内定した場合、入所不承諾通知書は発行されません。また、通知書を紛失した場合でも再発行はできません。	
	育児休業中の入所申込は、入所月の翌月14日（休日の場合は前営業日）までに復職する必要があります。「復職を証明する書類」を復職後2週間以内に提出ください。申請時点の勤務先へ復職することが条件のため、「復職を証明する書類」が提出できない場合は入所月の翌月末で退園となります。	
	育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労先に育児休業期間を短縮し復職可能か確認する必要があります。	
	育児休業中の調整加点がある方が、入園日までにその就労先を退職する場合、調整指数は無効となり、保育所等の入園は取り消しとなります。	
育児休業取得中の加点は、申請時に育児休業を取得中の方のみ適用されます。復帰後の申請では適用されません。申請取り下げ後の再申請の場合も、同様に適用されません。		

転 園	転居や転職、きょうだいと同じ施設を希望する場合以外の転園については、保育の実施を受けていない新規申込みの方を優先します。	P.10
転園が内定した場合は、現在利用している保育所は退園となります。なお、内定を辞退した場合であっても現在利用している保育所は退園となります。		

小 規 模	卒園後の連携園（幼稚園含む）を確認し、見学をお願いします。	P.3 .27
	希望の連携園に入所が決まらない場合は、新規の申請が必要になります。	
	連携先が複数設定されている園の場合、11月以降に2歳児クラスに入所されても連携園への入所は保証されません。	

4 月 申 請	令和6年4月利用が内定した方で、既に令和5年度中の利用申込をしている場合、2月及び3月の利用選考については、原則4月利用が内定した施設のみ利用選考となります。他の施設を希望する場合は、希望園変更届の提出が必要です。	P.3 .7 .8 P.6
	4月の時点での要件確認書類の提出が必要となります。（現在の要件が変更になる場合は、現在の要件確認書類は不要です。4月の要件確認書類を提出ください。）	
	出産予定日の前後8週が属する月の期間が4月にあたる方は出産要件での申請になります。ただし、就労する方は就労要件となります。	
	4月の結果が不可で5月以降も継続して申込みする場合は、別途「令和6年度5月以降保育所等利用希望確認票」の提出が必要です。令和6年3月15日（金）までに提出がない場合は以降の申込みは取下げとなり無効になります。	

保育所等利用申込みについて、上記の内容全て承諾の上で申込みます。
申込の内容に虚偽があった場合には内定取り消しや退園になることに異議はありません。

(署名)

令和 年 月 日

保護者 住所

氏名

保育課使用欄

確認済